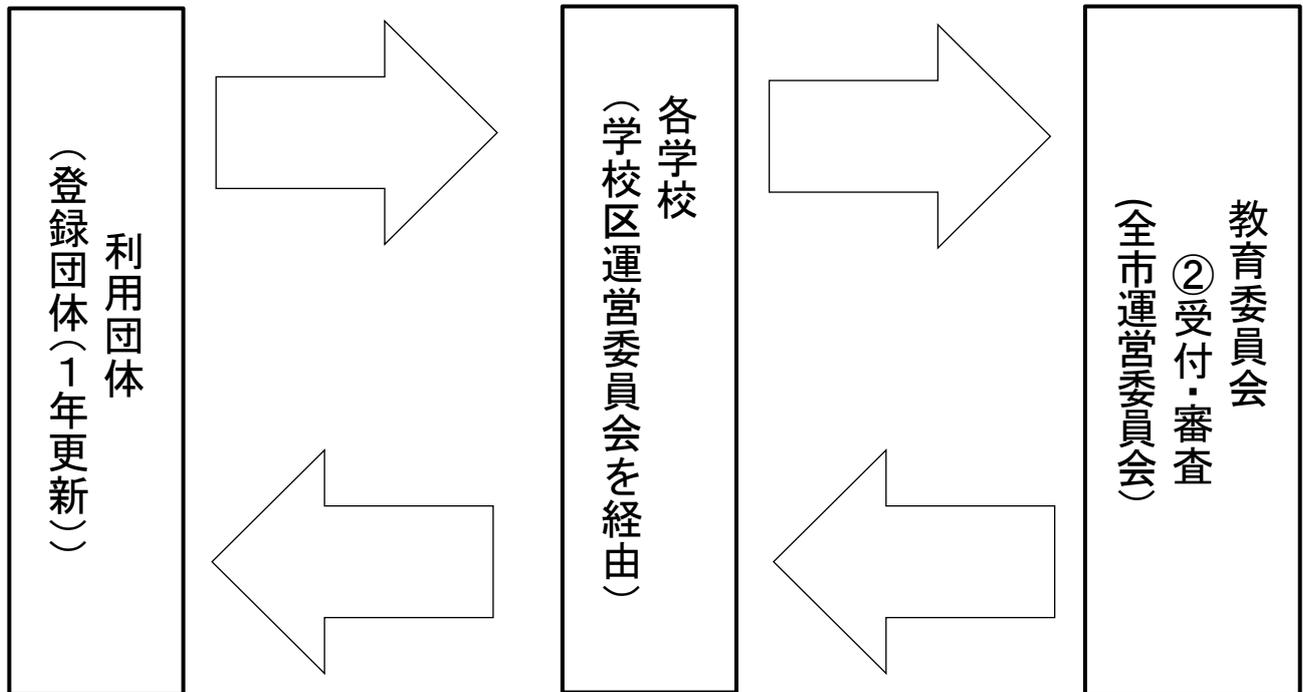


学校体育施設開放の流れ

*一般的な利用登録の流れ、及び手続きについては、下記のとおりです。

《団体利用登録申請手続き》

①利用団体登録申請書(様式第1号、2号)の提出



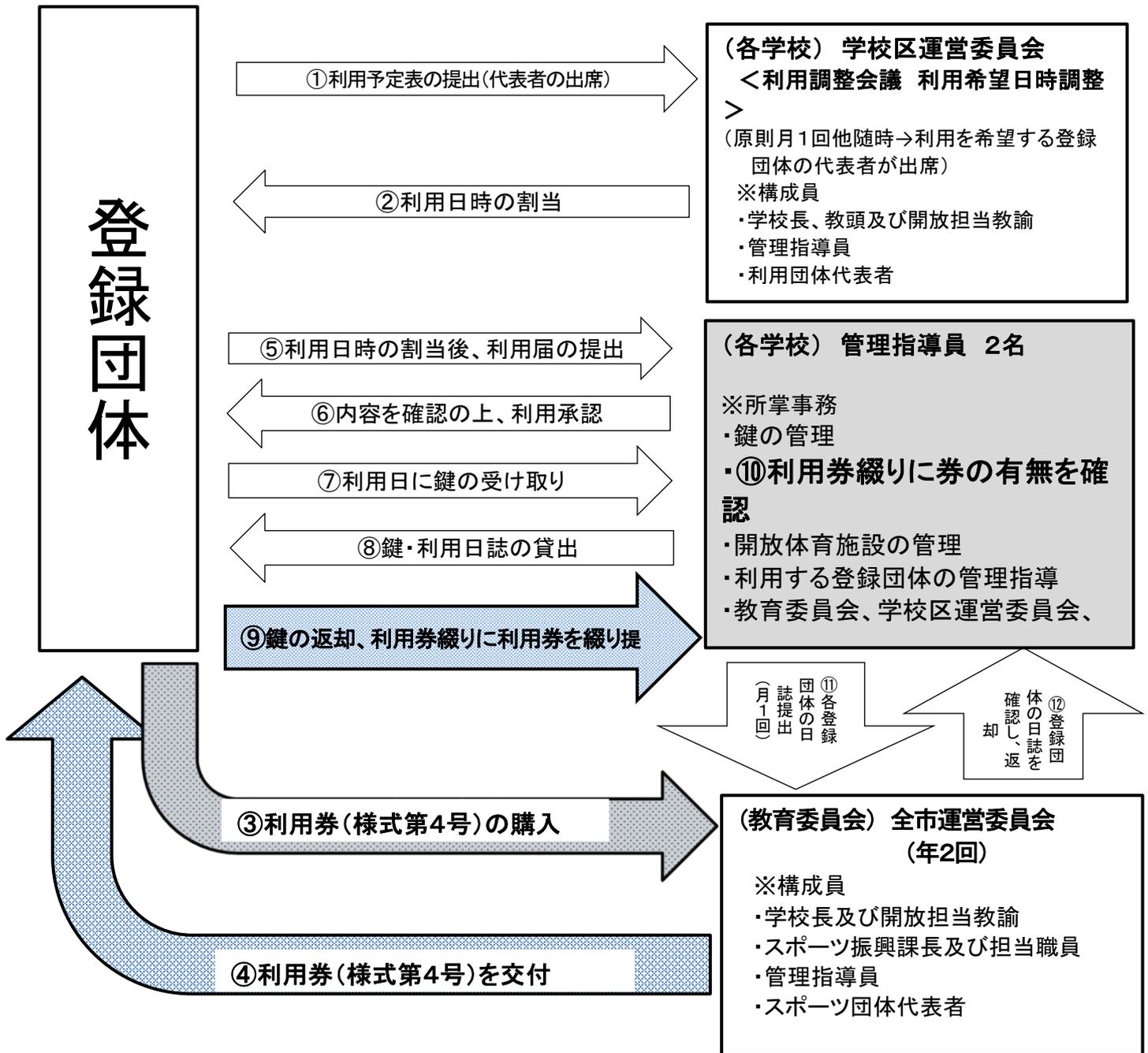
③内容を審査の上、利用団体登録許可書(様式第3号)を発行

※利用許可書の発行の際、利用調整会議への出席を周知(原則、毎月末を目安に開催)

(申請書類の提出について)

- (1) 対象とする団体
 - ・学校体育施設開故事業での利用を希望するすべての団体
- (2) 申請に必要な書類
 - ・学校体育施設開放利用登録申請書(様式第1号)
 - ・学校体育施設開放利用者名簿(様式第2号)
- (3) 提出先
 - ・各学校・学校区運営委員会を経由して教育委員会スポーツ振興課へ提出
- (4) 提出期限
 - ・(3)のとおり各学校・学校区運営委員会の締切日は3月末とし、それを取りまとめスポーツ振興課への締め切りは3月31日します。
 - ・これ以降、新たに利用を希望する団体については随時受付ます。

網掛けの③、④、⑨、⑩が新たに加わる内容です。



有料化に伴う新たな手続き等について

(利用団体)

- ・年間等の活動日数を見込んで必要な利用券を年度当初に購入する。購入場所はスポーツ振興課になります。購入についての詳細は手引書 4ページをご覧ください。上記③④
- ・毎回の開放利用の終了時に記入する開放日誌に必要事項を記入した利用券を添付する。上記⑨

(管理指導員)

- ・利用団体から提出される開放日誌に、利用券が添付されているかを確認する。その上で不明な点等が

あった場合は利用団体に確認をとる。上記⑩

